

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
-------	------------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見①

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>まず、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。〈省略〉 当該整備に係る設備投資額は約 2.5 兆円と試算しています。</p> <p>また、本設備構築については、5 年間での実現可能性と収益性に係る検証が必要となりますが、前者については、工事の効率化により、期限内での対応が可能であり、後者については、メタル回線の撤去による費用削減効果等により、公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字経営可能な安定的な事業体とすることが可能と弊社共は考えています。</p> <p>〈省略〉</p> <p>また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>・「『光の道』構想実現に向けて－基本的方向性－」において、未整備エリアの整備は「短期的には採算ベースでの整備が困難と想定される」との指摘がなされている中、仮に公的支援を行わなかった場合には、その整備に要する多大なコストを接続事業者が応分に負担することとなるのが自然であり、ソフトバンク殿の主張の実現可能性は極めて低いと断ぜざるを得ません。</p> <p>・つまり、公的支援によらない場合には、ユーザ料金や接続料金で回収せざるを得なくなりますが、それで「光ブロードバンドサービス料金の低廉化」が促進されるべくもな</p>

	<p>いものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでも、ソフトバンク殿が「低廉な光アクセス回線料」が可能と主張されるのであれば、自らがNTTに対し求めているような低廉な設備構築を実践していることが前提と考えるが、そうであるならば、何故、設備コストを反映すべき携帯電話接続料が携帯事業者の中で最も高い水準となっているのか、理解に苦しむところです。
--	---

■意見募集に対して提出された意見に対する意見②

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No.258
	意見提出者	イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>④高速モバイルブロードバンドの構築・利活用のための競争促進</p> <p>「光の道」構想においては、高速モバイルブロードバンドの構築や利活用を進めていくことも必要と考えます。</p> <p>近年、当社含め、モバイル市場への積極的な新規参入が政策として図られているものの、当社のような新興事業者と既存大手3事業者との間においては、「周波数」、「端末調達」、「接続料」や「エリア」といった課題があり、公平な競争条件整備が確保されるまでには至っていないと考えます。今後は、新興事業者が競争可能な環境をサポートする観点も含めた競争促進策を検討すべきと考えます。</p> <p><省略></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エリア ローミング、低廉な料金での鉄塔貸し出しルールが必要
上記の意見内容に対する再意見		<ul style="list-style-type: none"> ・ローミングについては、昨年10月に出された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」答申（以下、接続ルール答申）で、有限希少な電波の割当を受けた携帯事業者は「原則として自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要」とされる一方、事業者の合意を前提にいくつかのケースについてありうるとの整理が図られたところです。 ・加えて、当社は既にイー・モバイル殿に対し、新規参入事業者はエリア展開に一定の時間を要することに鑑み、ビジネススペースで総務省における開設計画認定の日から5年を限度にローミングの提供を実施してきたところです。 ・また、鉄塔の共用化については、接続ルール答申を受け、本年4月にガイドラインにおいて整理が図られ、今後、共用化の進展が期待されるところです。 ・このような状況下において、イー・モバイル殿は、更に何

	<p>を検討する必要があるとされるのか不明ですが、有限希少な電波の割当を受けた事業者の設備構築責務、あるいは提供事業者の設備構築インセンティブへの支障の恐れがあることを踏まえると、現状の整理で十分と考えます。</p>
--	--

■意見募集に対して提出された意見に対する意見③

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No.258、267、224、243
	意見提出者	イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社、KDDI株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、株式会社ジュピターテレコム、
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>(イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社)</p> <p>③NTTグループに対する公正競争要件の再構築</p> <p>昨年来のNTT西の情報漏洩問題やNTTグループの事業会社を跨ぐ共同マーケティングの事例(ビルディング一体化、営業連携、FMCサービスの展開、人事交流等)は競争セーフガード制度等でも競争事業者から毎年指摘されているところであり、NTTグループの市場支配力の問題は、1999年のNTT再編成以来においても競争環境における継続的な課題になっていると考えます。</p> <p>したがって、従来のボトルネック設備に対する規制の他に、複数市場に跨るNTTの総合的なグループドミナンスにより着目し、また現在のNTTグループの組織や業務実態に対応する、累次の公正競争要件に関する整理と再構築を行うことが急務であり、総合的な市場支配力(SMP規制)と共に検討することが必要と考えます。具体的には、「禁止行為規制」、「特定関係事業者」、「活用業務制度」を対象とした制度の拡充を図るべきと考えます。</p> <p>また、公正競争要件に関する整理に応じて、競争セーフガード制度や競争評価といった従来の取組みを活用した実効的な検証スキームの確保も併せて必要であると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>【市場環境の変化と総合的な市場支配力に着目したドミナント規制】</p> <p><省略></p> <p>IP化の進展により通信市場の競争環境が変化する中、NTTグループはNGNを基点に持株会社の下で連携し、あらゆる分野にその事業領域を拡大しているところです。具体的には、固定通信に加え、今なお約50%のシェアを</p>

	<p>維持し続ける携帯事業からソリューション、システム開発、金融から不動産などの周辺の市場に至るまで巨大な企業グループを形成し、垂直・水平方向に連携を強化することによって、コアとなる電気通信事業での市場支配力を磐石なものとしています。このような状況に鑑みれば、市場における公正競争環境をこれまで以上に注視し、あらゆるレイヤーのプレーヤーが多様なビジネスモデルで自由にサービスを提供できる環境を維持することが必要であると考えます。</p> <p>そのためには、NTTグループの司令塔となっている持株会社を廃止し、NTTグループを解体するなど抜本的な構造改革が必要ですが、実現に時間がかかる、あるいは株主の理解が得られない等の理由で実現が困難であるとするれば、次善の策として総合的な市場支配力に着目した新たな競争政策の導入を早期に実施すべきと考えます。</p> <p>具体的には、固定・移動等のサービス市場毎に市場支配力を認定し、現状のアンバンドル規制や接続料規制に加えて競争状況に応じた適切な事前規制を発動し得るように制度を整えることが必要です。</p> <p>(例:市場支配力を有する事業者によるFMCサービスの提供、グループ会社間での人事交流や顧客情報の共有、子会社を通じた事実上の規制適用回避等を禁止)</p> <p>(株式会社ケイ・オプティコム)</p> <p>①NTTグループの市場支配力等に係る問題</p> <p>NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大な資金力から、圧倒的に優位な立場にあります。さらにNTTグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせております。</p> <p>特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用されない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるなし崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこれらを是正することが必要であります。</p> <p>そのため、NTTの組織形態の在り方についても、これらを是正する観点から検討するべきであると考えます。</p> <p>(株式会社ジュピターテレコム)</p> <p>公正競争の更なる促進が不可欠であり、競争環境を維持するためにも、ボトルネック設備を有する事業者へのドミナント規制の堅持・強化及びNTTグループによる市場支配力に基づく競争ルールの整備が必要である。</p>
--	--

		<p><省略></p> <p>よって、公正競争環境の構築、堅持のためにも、現状整備されているドミナント規制の堅持・強化とあわせて、NTTグループとしての総合的な市場支配力についても規制の必要性について、改めて議論すべきと考える。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当社やNTT東西は既に禁止行為規制を課せられた事業者として、他の電気通信事業者に対する不当な差別的取り扱い等の行為は禁止されており、現在でもNTTグループ内に限定した事業連携はとり得ないものとなっています。 加えて、NTTグループに係る累次の公正競争要件等の有効性について定期的に検証を行う競争セーフガード制度において、他事業者からNTTグループの事業連携について様々な指摘事項が提示されるものの、「引き続き注視する」との評価結果に留まっていることを踏まえれば、現時点においてNTTのグループドミナンスに着目した新たな規制導入の検討は必要ないと考えます。 ・また、「総合的な市場支配力」についても、すでに現状の規制の枠組みの中で、公正競争状態が十分実現されているものと認識されること、及び、諸外国との比較においても、現状、遜色のない規制レベルとなっていることを踏まえると、新たな規制の枠組みを導入することは必要ないと考えます。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見	情報アクセス権は新たなる基本的人権とされる意見を強く支持します。またその権利を支えるための情報インフラ(=光回線)構築については、財政が逼迫している中、安易に公的資金を投入するのではなく、民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 他 2 社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>構造分離を実現することで、NTT 東西殿がポトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行の ADSL 以下になるものと想定しています。</p> <p>加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。</p> <p>すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>日本経済が長期低迷し国際的な地位が低下し続けている事に変え危惧しています。資源に乏しい我が国が豊かで安心できる社会を実現するには、技術(知恵)や情報と言った分野で国際競争力を高めることが重要だと考えております。</p> <p>その為には、如何にして早くかつコストを抑えたブロードバンドの情報インフラを整備すると同時に有益なサービス(遠隔医療、教育、行政サービスなど)を創造し提供することが必要です。</p> <p>実現にあたっては、ソフトバンクが提案しているように、光アクセス回線の整備・運営会社をNTT東西から分離して、その共通のインフラの上で各社がサービスの創意工夫やコストや品質を切磋琢磨してより良いサービスが提供出来る仕組みが効果的</p>

	<p>と考えております。</p> <p>一方で、アクセス回線会社がコスト削減や品質向上に努力し続けるように、コスト構造や整備状況等の情報公開や外部機関による経営監査の仕組みを入れることも大切です。もちろん、経営努力に応じたリターンも適切に実施することで、経営者や社員のモチベーション向上への配慮も必要と考えております。</p> <p>是非、早期に光ブロードバンド環境が 100%実現されることを期待しています。</p>
--	---

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤整備の在り方
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見提出者の意見に賛同する。 本来、情報通信網は国の基幹インフラであると考え、現在の財政状況を考えると、公的資金の投入は最小限に留めるべきと思う。NTTはもともと国営であり、まさに公的資金を使用してインフラ整備を担っていた。その企業が民営化され、インフラを独占的に保持しているのは違和感がある。これからの光ファイバー整備においては、本来国のインフラであった部分を完全独立分社化し、基幹通信網の整備会社として、活動し、NTT以外の通信会社に対して、公平に回線を貸し出し、その収入で更なる整備をすることにより、全国に光ファイバーを整備することができると思う。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社ニューメディア
-------	-------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	イ 光利用率向上について (前略)…有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもが NTT 東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。まず構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。…(後略)
上記の意見内容に対する再意見	<p>意見番号269の提出事業者が言うところの、「有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要」という意見には、その通りであると賛意を表しますが、これに続いて「このいずれもが NTT 東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。」という意見について、疑義があり、反対の意見を表明します。</p> <p>「競争による料金の低廉化」は、文字通り「競争」があるから低廉化するものであって、意見番号 269 の主張による、独占的企業によるインフラ整備は、設備競争を否定するもので、完全な自己矛盾の主張です。「魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要」については、その通りですが、それはインフラの提供形態に依存するものではなく、あくまでもサービス事業者の努力と利用者のリテラシー向上によるもので、インフラ料金の低廉化は一要素ではあるものの決定的な要素にはなり得ないと考えます。これは現在、既に約 90%のインフラ整備が行われているにも関わらず、利活用率が 30%程度にとどまっていることから明らかです。</p> <p>続いて、「まず構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環</p>	

境がほぼ完全に是正されることとなります。」という主張について疑義を申し上げます。先の意見募集において弊社が意見番号 245 にて申しあげました通り、電柱などの設備を持たず、企業規模・資金力でも NTT 東西や、KDDI、ソフトバンクグループなどの体力ある大手通信事業者に比べると非常に小さい我々ケーブルテレビ事業者は、その黎明期には地元自治体や地元企業の支援があったにせよ、苦しい環境の中でもエリア内にネットワークを張り巡らせ、創業当初のケーブルテレビサービスに加え、高速ブロードバンドサービス、プライマリ電話サービスを展開するなど、自力で事業を展開・継続・発展させてきました。従って、NTT 東西の構造分離をしなければ、通信事業に参入できない、という指摘は事実と異なるものであることを指摘します。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社殿 ソフトバンクテレコム株式会 社殿 ソフトバンクモバイル株式会社殿
	提出された 意見内容 (該当部分)	<ul style="list-style-type: none"> ① 回線所有を NTT から分離独立させる ② 上記により公正な競争と、メタル→光に置き換えること で、コスト圧縮により不利地域への民間主体で 100%光回線利用可能とする ③ 学校、医療機関での無料ブロードバンド
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> ① 通信産業は自由化したにもかかわらず、その根幹と なる、回線を NTT が握っている状況下では平等な競争 を阻害しかねず、是正する必要があるのではない だろうか。事実、ブロードバンドの申し込みをした際 に、NTT 以外のプロバイダを選択した際に、NTT 側の 工事を拒否され、仕方なくフレッツに申し込んだという 経験がある。こういったことは競争を阻害するにとどま らず、市民の生活にも悪影響を及ぼしているといえる のではないだろうか。 回線を独立した中立的な組織が所有することは、競争 の促進につながる事はもちろん、こういった不利益 をも是正しうる事が容易に想像され、賛同できる。 ② 公正な競争の中で、コストが圧縮されてきた例は枚挙 に暇がないが、それに加えて、老朽化したメタル回線 を光回線に置き換えることで、維持費用を抑えられる ことで、不利地域を含めた 100%の普及率となること は誰の目にも望ましいことではないだろうか。 試算の数字は丸めてある為、どこまで現実的な数字 であるかは疑わしい部分もあるが、老朽化したものを 新たなものに取り替えることでコストが抑えられること は予想され、もっと詳細な試算を出した上で、議論を 深めて欲しい。場合によってはメタルでも光でもなく、 電波などを使うことで補うほうが高効率の場合も出てく るかもしれないが、方法はどうあれ、全国民が平等に 情報に触れうる環境を作ることは絶対に必要であろ う。 また、情報は公共財と化しつつあり、これが享受でき る地域と出来ない地域が生まれることは望ましい状態 	

とはいえ、そのために圧縮されたあてられ無税で行われるのであればなお良い。

100%の地域で利用できるのであれば、格差のないサービスを前提に、より使用率の向上も望めるはずである。たとえるならば、水道や電線のように。

ただし、そのためにはインフラの整備だけでは不十分であり、行政側はむしろ、そういったソフトの充実に努めるべきである。ソフトの充実といっても、せっかく投入しなかった税金をここで湯水のごとく投入するのではなく、法体系やスタンダードを主導することでローコストで普及しやすい体系を築くべきである。たとえば、行政地域により土台の違うシステムを作ったり、使い難く普及進まない、e-taxのようなシステムを作るのではなく、統一されたスタンダードを築き、国内中の行政システムがリンクできたり、ネットを選挙で活用できないなど、何時代のものかわからない規制でがんじがらめになった状況を打破すべく、緩和するところは緩和し、強化すべきところは強化し、抜本的に筋の通った規制することが求められる。

- ③ 行政にソフト面での充実を求めたのと同じ理由だが、現在、ブロードバンドの利益を享受しているのはまだまだ一部の人間でしかないといわざるを得ない。事実、インターネットサーフィンなどをするのは圧倒的に若年層の割合が高いだろう。

しかし、ブロードバンドがもたらす恩恵は単にパソコンを窓口に検索をすることだけではなく、むしろそれは極々一部分のみにしか過ぎない。その意味で電子カルテの導入や電子教科書の導入はブロードバンドの力を発揮させるのに非常に効果的であると考えられる。それのみにとどまらず、電子政府、電子行政など、人々の生活の基幹となる部分でこそブロードバンドのメリットは発揮されるのではないだろうか。

そういった基幹部分を無償化し生活環境を支える部分での情報をスムーズにすることは人々の生活を豊かにするにとどまらず、全国民が、ブロードバンドに触れる良い窓口になりうる。誰にとっても遠い存在ではなくなるはずである。

こういったときにも行政はスタンダードを統一したり、規制を取り払ったりという部分での役割が求められることになるだろう。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤整備の在り方
上記の意見内容に対する再意見	<p>「光の道」実現に向けて整備費用、維持費、納期について明確に示されていて税金を使わずとして出来るのではないかと期待が出来る。実現すれば教育・医療・行政などのサービスが向上し日本経済復興の一助となると考えます。</p> <p>しかしながら、肝心の NTT が批判的な意見だけで具体的な数字による反論が成されていない。是非とも総務省主導による公開討論の場を設けて頂き、早急に「光の道」実現に向けた取り組みをして欲しい。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ワイズ・インシュアランス（株）
-------	-----------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100% が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見	上記意見に賛同いたします。 実現される光の道がオープンプラットフォームとして機能するような体制の確保が重要であり、料金等の設定やサービス維持の適正性を確保するためには、料金設定基準の透明性を確保するための制度づくりや、消費者及びプラットフォーム利用者の代表から構成される第三者機関で監視する仕組みを併設するなど考慮する必要があると考えております。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	クオリティソフト株式会社
-------	--------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます
上記の意見内容に対する再意見	情報通信網の整備促進は、デジタルデバイド改善・IT 関連産業発展の為に必要と考えますが、ソフトバンク各社が述べている通り、まずは公的資金に頼らない民間での整備を考えるべきと考えます。	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
	意見提出者 提出された意見内容 (該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見	光回線に一元化する事で、コストの二重構造が改善され、トータルの維持費を大幅に削減するというソフトバンク各社の構想に賛同いたします。	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	まず、「光の道」整備の際に、各世帯に Wi-Fi 機能を具備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015 年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。
	意見提出者 提出された意見内容 (該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見	クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進する事で、ユーザの利便性向上や公的サービスに関わるコストの削減・セキュリティの向上に繋がると考え、ソフトバンク各社の考えに賛同します。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社 テレコム・エクスプレス
-------	------------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		世界におけるわが国の特異な優位性は、江戸時代の寺子屋以来積み重ねられた、高い識字率をベースとした高い教育レベルにあります。この事実が示すとおり、高いレベルのサービス提供の社会全体に行渡る蓄積こそ、10年・20年レベルでのわが国の発展に寄与するものであり、国益を見据えた上記意見に賛同いたします。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
	上記の意見内容に対する再意見	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	Ustream Asia 株式会社
-------	-------------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		日本の国際競争力を高めていくためには必要不可欠なインフラであり、当然整備されるべきものであります。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
	上記の意見内容に対する再意見	

		上につながると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		国民の税金を無駄にすることなく光アクセス基盤を整備することが、国民のためになると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100% が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100% が達成されれば、国民生活がより豊かになり、国際競争力という意味においても発展していくと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
上記の意見内容に対する再意見		NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、国民の利益に直結し、生活満足度を高めることにつながると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		国民が光ブロードバンドを利用するためには、NTT東西構造分離により、民間で競争することにより料金を安く、よりよいサービスを導入することが必要だと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		NTT 構造分離を推進することが、日本の国際競争力向上につながり、国民生活がより豊かになると考えます。

<p>「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見</p>	<p>提出された 意見内容 (該当部分)</p>	<p>NTTグループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTTグループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>NTTグループ各社の完全な資本分離措置等も併せて実施することで、日本の国際競争力の向上、経済成長力の向上が実現でき、国民の生活満足度向上につながっていくのではなかと考えます。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	TVバンク株式会社
-------	-----------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		世界における日本の競争力を上げていくためには必要不可欠なインフラであり、当然整備されるべきものであります。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		現在の経済、財政状況により、税金の無駄遣いは改善させると同時に国民生活をより豊かにする工夫が必要と考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		国家としての基盤インフラ整備については、現在あるリソースを有効活用することがもっとも合理的であると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		ネットワークの無駄をはぶき、光アクセス基盤を整理する

		ことが日本の国際競争力の向上、国力の向上につながると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		国民の税金を無駄にすることなく光アクセス基盤を整備できることが、国民のためになると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されれば、国民生活がより豊かになると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
上記の意見内容に対する再意見		NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、国民の利益に直結する施策だと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		国民が光ブロードバンドを利用するためには、NTT東西構造分離により、料金を安くし、よりよいサービスを導入することが必要だと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		NTT 構造分離を推進することが、世界における日本の競争力向上につながり、国民生活がより豊かになると考え

<p>「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見</p>	<p>提出された 意見内容 (該当部分)</p>	<p>ます。 NTTグループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTTグループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>NTTグループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施することで、日本の国際競争力の向上、経済成長力の向上が実現できるのではなかと考えます。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤整備の在り方
上記の意見内容に対する再意見		<p>税金等の公的資金を投入しての実現には反対である。しかし、光ブロードバンドは、将来の国民の大切な財産となるものであるため、民間会社の営業努力による実現を目指して頂きたい。</p> <p>民間会社の負担になるメタル回線の撤去に関しては、上記民間会社の負担となるものであるため、独自採算性を考えると、光回線の敷設が完了した時点での撤去は当然である。</p> <p>そのためにも、中途半端な施策ではなく、100%光ブロードバンド導入に向けて進むべきと考える。</p>
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	その他
上記の意見内容に対する再意見		<p>NTT のアクセス部門に関する情報を公開し、国民のためにもオープンな議論を進めるべき。</p> <p>NTT には、一企業としての目先の利益ではなく、将来にわたっての国民全体の利益を考えて頂きたい。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争に よる料金の低廉 化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場 が必要ですが、このいずれもがN TT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達 成可能であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見	各社競争による料金の低廉化は一般家庭において利用 率向上になりうると思います。 その為には公平な体制が必要になってくると思いますの で、上記意見に賛同します。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	その他・今後の議論の進め方
上記の意見内容に対する再意見	<p>原口大臣の掲げた「光の道」構想に強く賛成です。さらにICTを活用して改革を推進し、豊かさのよりよい日本社会をつくるためにも、日本国民の声を十分は反映させることが重要と考えます。</p> <p>先の意見募集において出された意見は、既得権益のある関係者の声と思しき意見が多数を占めているかのような意見ばかりで、原口大臣の掲げた構想を実現させてやろうという意見ではなかったと思います。</p> <p>今回の意見募集でも、PCを利用した意見集約を前提に進められていますが、国民がほぼ携帯電話などを利用していることを考えると、国民の意見を集約する意見募集のやり方から、改革を断行していただき、広く意見を収集するために、携帯電話や、スマートフォンやPCインターネットでのアンケートやツイッターなどの利用から、利害関係者の討論を公開討議にして、さまざまな意見を国民が共有し、議論の深度化を図りながら、国民生活に直結するICTの活用を考える場を設けてもらいたいと考えます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤整備の在り方
上記の意見内容に対する再意見	<ol style="list-style-type: none"> 1. ソフトバンクが主張する基盤整備費用および保守費用等の見積もりがおおよそ正しいものであれば、議論の余地なく実施すべきです。 2. もしソフトバンクの主張が正しくないと疑うのであれば、NTTは情報を公開し、何が正しいのか検証すべきです。 3. NTTは、もともと国の一機関であって、現在も主要株主が国(すなわち国民)であるとすれば、情報を公開する義務があると考えられます。公開しないとすれば、一部の関係者が自己の利益を守るために固守し、よって国民の利益に反しているという懸念が生じます。 4. 検証を行って、中長期的に利のある方向に進むべきなのであって、極めて論理的な手順を踏むべきと思います。 そうしなければ背徳になると思います。 	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279
	意見提出者	東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(全体に対する意見)
上記の意見内容に対する再意見	<p>パブリックコメントに寄せられた各意見は自分たちに都合のいい主張や予測ばかりで定量的な議論が全くされておらず、何が正しいのか判断出来ない状態にある。「光の道」に対するオープンな議論を行うにはFTTHのコスト等に関する資料を元に具体的な案を議論すべきである。そのためにはまずNTTが既存のがFTTHに関する情報を公開可能な範囲で公開するべきである。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	113
	意見提出者	個人
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT東西のアクセスインフラは、旧日本電信電話公社から引き継がれたもので民間会社であるNTT東西が独占保有しうるものではない。全面解放或いは分社化/別会社化は当然あるべき姿である。
上記の意見内容に対する再意見	<p>賛成。</p> <p>元々、高額な設備負担金を徴収し返済もしないままで民営化したのもおかしな話だが、百歩譲って国民全体の為に使われているのだから我慢せよと言うのであれば、民間会社であるNTT東西が独占保有し、その上でなんら資産を引き継いでいない他事業者と競争するのはおかしい。公正な競争を担保するためには、アクセスインフラをNTT東西から分離することが必須である。そのうえで、アクセスインフラを担う企業はユニバーサルサービスとしての光インフラを全国に張り巡らせるべきだと考える。また、アクセスインフラを分離した(旧電電公社から引き継いだ資産を切り離した)状態で他事業と競争してこそNTT東西も真の民間会社と言えるのではないか。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No.256
	意見提出者	日本電信電話会社
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>2. ブロードバンドの基盤整備 (90%→100%)</p> <p>ブロードバンドの基盤整備については、民間投資を中心に、政府・自治体の取組みに補完されて、固定ブロードバンド全体の世帯カバー率は99%に達し、光ブロードバンドについても既に90%の世帯で利用可能な状況まで整備が進んできており、利用率は固定系ブロードバンド全体で約65%、光ブロードバンドで約35%と、世帯カバー率・利用率のいずれも世界最高水準にあります。また、諸外国に先駆けて携帯のブロードバンド化も進展しており、これもエリアカバー・速度ともに世界最高水準にあります。</p> <p>このようなブロードバンドの整備・普及状況は、固定ブロードバンド、携帯ブロードバンドともに設備ベースの競争が進展してきた結果であり、最近では、携帯の高速化に伴い、固定と携帯の間での競争も進展してきている状況にあります。</p> <p>したがって、基盤整備はあくまでも民間ベースの設備競争が基本ですが、残り約10%のブロードバンド基盤の整備については、主に不採算エリアにおける整備であり、これまでの政策通り、政府・自治体の整備により補完することが必要です。</p> <p>また、従来から、光に限らず、CATVや無線ブロードバンドなどの中から住民ニーズを踏まえて最適な技術で基盤整備が行われてきており、引き続き同様の考え方で進めることが適切と考えます</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>固定系のブロードバンドとはCATVやADSLをさしてると考えられますが、既に現状の一人当たりのトラフィック量をみてもFTTHはその4倍から8倍の実績値があります。これまでのブロードバンドの定義で考えられていたトラフィック量とこれからのアプリケーションが生み出すトラフィックでは桁が一つ以上違うと言えます。今後こ</p>

のCATV/ADSLとFTTHのトラフィック差は拡大傾向にあると考えます。よってこういったメタル線によるADSLやCATVの旧式のプラントが真なるブロードバンド化へのボトルネックになりうるのが現状であり、これでは原ロビジョンで掲げられている本当の意味での「光の道」になりえないと考えます。この数値をもって我が国のブロードバンドが世界最高水準にあるとしているのは甚だ認識違いであると思います。現にFTTHの普及率については諸外国から大きく引き離され(オランダなど)実際の一人当たりのトラフィック量も諸外国に比較して決してトップレベルであるとは言い難い。これらは日本電信電話株式会社殿(以下NTT殿)がというような民間による設備競争が逆にこれらの進化のスピードを鈍らせている結果であると考えます。あたかも民間による公正競争によるインフラ整備が正論のように考えられているが、それがゆえにNTT殿がいう不採算エリアにはだれも手が出せず、結果所謂「公設民営」になり、それが厳しい地方の財政圧迫につながり、続いてそれらがNTT東西の運営に委ねられNTT殿の体質改善に寄与出来ない構造の一つとなっている。

また、NTT殿はラストワンマイルの多様化により柔軟なニーズにこたえることが肝要のごとく記載しているが、これも真なる通信のパラダイムシフトのなかではボトルネック性を冗長しかねない。近年アクセス技術の潮流はラスト数～数十センチのブロードバンド技術の超高速化と多様化である。たとえば無線技術にしてもブロードバンド化を進めると小セル化であり同時にセルあたりの使用端末数の低減化である。ましてやIPv6の普及による家庭内でのユビキタス化やスマートグリッド、スマートコミュニティなどのグリーンエネルギー化にはさらなる通信の多様な利用が予想されている。(これらの社会基盤システム構築が日本の経済力をあげ、世界に対抗する競争力向上の礎になることは各方面で謳われていることでもあります。)すなわち家庭や事業所においての通信可能端末数は低減化とは逆の増加傾向にある。よってラスト数センチのブロードバンド化の実現には、これまでラストワンマイルといわれてきたような部分においての伝送スピードは今後10年から30年を考えると最低限ギガビットクラスが必要であり、100%光ファイバー化が必須となってきます。これは電電公社時代に敷設されていた電話線をすべて光ファイバーに置き換える必要があるということになります。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク モバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(4)メタル回線撤去の必要性 現状、・・・メタル回線と光回線の二重構造となっているた め、維持費が割高になっている。
上記の意見内容に対する再意見	割高な維持費のかかるメタル回線撤去により、大幅なコ スト削減でき、未設置地域にも光が通り全ての人が恩 恵を受けられ、低価格料金で利用できるこの案は良い と考える。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>現在の NTT グループの光事業におけるマーケットシェアはその資本力もさることながら、不公正な競争環境で構築されてきたものと考えます。今回の構造分離を実現することで同業他社に対して公平な接続条件を提供でき、その結果消費者に対しても低廉で高速なブロードバンドサービスを提供することになる。それにより市場が活性化し国力の強化にもつながると思料します。これを実現するためには構造分離により解決すべきだと考える。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、 ソフトバンクモバイル(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	1. 新たにアクセス回線会社設立を設立、設備投資が約 2.5 兆円である点 地方部のメタル回線を光回線に置き換える点 2. 有料の光ブロードバンドの利用率の向上を含む「光の 道」整備に必要な公正競争環境確保の在り方
上記の意見内容に対する再意見	<p>1. に関して 光基盤整備に関して、アクセス会社設立など、2.5 兆円という設備投資必要とされるが、公的資金投入なし行われ、公正な競争による価格を利用者に提案できる点から基盤整理推進を賛成いたします。 また、メタル回線を使用している地方部が、都市部に対して高額になっている点から、メタル回線から光回線置換えることは、必要とされる意見に賛成です。</p> <p>2. に関して 光ブロードバンドが全世帯に設備されることで、魅力的なサービスやアプリケーションが登場してくるとい点より、利用者がより便利になるので、向上に努めていただきたいと思います。 また、多くの方に光ブロードバンドを利用してもらうことにより、現在の料金が低廉なものになるので、光利用率向上に努めていただきたいと思います。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	256
	意見提出者	日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>① 残り約10%のブロードバンド基盤の整備については、主に不採算エリアにおける整備であり、これまでの政策通り、政府・自治体の整備により補完することが必要です。</p> <p>また、従来から、光に限らず、CATVや無線ブロードバンドなどの中から住民ニーズを踏まえて最適な技術で基盤整備が行われてきており、引き続き同様の考え方で進めることが適切と考えます。</p> <p>② 光アクセスの機能分離や構造分離については、ユーザ利便やイノベーション、投資インセンティブ、経営の効率性、企業価値といった様々な観点からの課題も多く、また、これまでNTTと設備競争をしてきた電力系やCATV事業者の事業運営にも大きな影響を及ぼすことから、とるべき選択肢ではないと考えます。なお、仮に分離を行うとした場合には、実施に時間とコストがかかるためにブロードバンドの普及をかえって阻害する可能性が高いと考えます。</p> <p>また、PSTNのマイグレーションについては、従来から申し上げているとおり、コアネットワークのIP化に伴うサービス等の扱いおよび解決すべき課題についての考え方や選択肢を今年の秋に提示し、事業者間の合意形成やユーザのコンセンサス形成に向けた意見提起を行っていく考えです。</p> <p>日本のブロードバンド・IP化を推進していく上で、PSTNのコアネットワークのIP化は必要であり、その推進にあたっては、多様な事業者間のネットワーク接続、PSTNからIPネットワークへの移行に伴うユーザサービスへの影響、競争ルールの在り方等、多くの解決すべき課題があります。関係するステークホルダーの皆様とともに、NTTとしても、これらの諸課題の解決に努めてまいります。</p>

上記の意見内容に対する再意見

- ① 残り 10%の未整備区間は、本当に不採算エリアなのでしょうか？採算性は技術革新や整備方法や進め方によって大きく変化するものと考えられます。については、従来の政策を踏襲するのが本当に良いのか？また、それが国民・社会にとって本当に有益なのか？多角的な詳細データ分析と議論の公開が必要と考えます。通信は電気と同様に、重要な社会インフラでありますことから、リーディングキャリアとして積極的な改善に取り組んでください。
- ② 光アクセス分離に関する是非について、コメントの内容が曖昧で納得感がありません。ある意味既存の延長でこのままで良いのか疑問です。特に独占に近いNTT様からは、その妥当性を示す具体的なデータ開示が必要であり、また義務があると思いますので、我々利用者が納得しているような対応をお願いします。また、PSTNのマイグレーションの主たる目的は、NWコスト削減ではないでしょうか？そのためにIP化する。IP化すると様々なトラフィック乗せられる。それに最適なインフラが「光」と考えられます。コンテンツの充実とビット単価が下がれば利用者は更に増えると考えます。そのような観点でマイグレーションを考え、さらにコスト削減できるようアクセス回線のメタル→光への移行により、建設・保守費用を削減するような提案にも耳を傾け、積極的に検証し取り組んで、利用者の利益向上に努めて頂きたいと考えます。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		日本が 20 年後も 30 年後も世界の中で有力で豊かな国である為に、今情報化社会のパラダイムシフトをしないと手遅れになります。意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		賛成です。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		NTT が日本の為に、国策の元に培ってきた経験値を、もう一度、日本の未来の為に発揮することは素晴らしいことです。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		大賛成です。

<p>「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見</p>	<p>提出された 意見内容 (該当部分)</p>	<p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100% が達成されることとなります。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>教育、医療は国策として取り組むべき問題だと思えます。 光の道と絡めたこの Vision は素晴らしい。</p>

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	「ア. 光アクセス基盤整備の在り方」 「イ. 光利用率向上について」
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見提出者の「ア. 光アクセス基盤整備の在り方」に記載されている整備費用や工事完了期間、メタル回線撤去による維持費削減については非常に定量的に分析されているものであり、「アクセス回線会社」による「光の道」の整備は極めて妥当性が高いと思われます。</p> <p>これによって、「イ. 光利用率向上について」に記載されているような、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを光ブロードバンド経由で全ての世帯において無料で利用可能となるになるということは、日本国民にとって非常にありがたく、また、公的機関においても経費の大幅な削減等様々なメリットが創出できると考えられますし、何よりも日本経済復活の大きなドライバーになることも期待できます。</p> <p>是非本意見の適用をお願いしたいと考えています。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見	メタルと光の二重投資は無駄。効率的にやるべき。ソフトバンクに賛成。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤整備の在り方
上記の意見内容に対する再意見	現状の NTT のノウハウを活かし NTT から分離したアクセ ス会社を設立し、整備していくことは同意。電子教科書・ 電子カルテなどの可能性を考えると5年間で黒字化が見 込めるとのことなので国とNTTが一体となり検討すべき 事項。費用面について疑問があるのであれば、NTT から も費用算出についての内訳を提出し議論すべき内容だと思 います。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>日本の競争力を復活させるためには、成長分野であり日本経済の牽引役でもある情報通信産業を中心に他産業の ICT 化等を通じて、経済全体への波及効果を与えることが重要です。全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。</p> <p>現状、NTT 東西殿のアクセス回線は、メタル回線と光回線の二重構造となっているため、維持費が割高になっています。メタル回線については、その 60%が敷設後 20 年以上経過していることから、故障の可能性も高くなっており、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するものとなっています。</p> <p>二重設備解消を目的としてメタル回線撤去を同時に行うことから、「光の道」整備完了とともに現在の約 1,000 万の ADSL ユーザ等が光ブロードバンドサービスに自動的に移行することになります。この結果、有料の光ブロードバンド利用率は、現在の約 33%から約 60%に上昇します。</p> <p>「光の道」整備の際に、各世帯に Wi-Fi 機能を具備するアダプタ (ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015 年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>「光の道」構想は日本の将来を左右するとともに、国民生活の在り方に直結する重要な政策であり、政策決定にあたっては、国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠と考えます。今回、このような形で意見募集が行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論にはなっていないとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一層推進していくべきです。</p>

	<p>具体的には以下のような取り組みを政策決定プロセスに取り込み、ICT を利用した直接 民主主義を総務省殿が率先して実現していくべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT活用 - インターネットライブ中継 - インターネットを利用した双方向討議 ・ 熟議の民主主義 - 時間制限なしの徹底討論 <p>(2) 意見募集の在り方について 本意見募集については、「総務省殿のホームページにおいて意見募集のあるページが見つげづらい」、「意見書送付の方法が分かりづらい」、「集められた意見がどのように反映されるのかが不透明」等の意見がインターネット上でも寄せられています。</p> <p>これらを踏まえ意見募集の在り方について、以下を提案させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般個人も含め、広く意見募集を行っている以上、ホームページ上において、意見募集のあるページは誰からも分かりやすくするよう、トップページからの遷移をできるだけ少なくする ・ 意見書提出については、Wordや一太郎等にフォーマットを限定するのではなく、ツイッター等を含めた自由なフォームを認める ・ 集められた意見について、どのように政策に反映していくのか、意見募集開始の際に併せて公開する
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>	<p>まず、「光の道」と言うこの議論自体が誰の為のものなのか？ と言う観点から見れば、ソフトバンクの意見内容に同意せざるを得ない。ソフトバンクの意見は以下の点に絞られており、国民の気持ち、本来の趣旨、今後の未来を見据えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 余計なコストをかけずに出来る方策を具体的に提示している ◆ 現在の無駄なコストをスリム化して本来あるべき姿が光の道 ◆ 本当に日本が、人類が基礎権利として今後は必要な整備 ◆ 日本のブロードバンドの未来を考えている ◆ 最終的には国民主体で考えるべき問題との位置づけ <p>実際、日本では情報通信革命が数年に渡り続いており、当面の経済の主役となるのは通信業である。</p> <p>日本のブロードバンド環境と言う狭い観点ではなく、日本経済を世界にどうアピールするのか？等の観点からも本政策は民間化の上で進めていくべきと思われる。</p> <p>意見書の中にもあるメタル回線の維持費についても、民間の感覚であればこのままにはしておく判断は無いと思う。事業仕分けなら一発アウトでは？民間化して現在のコストを削減出来るのであれば、これは通信業界のみの内容ではなく、政治的観点からも日本にとって非常に有効な方策となる事は間違いない。</p> <p>ソフトバンクのメタル回線撤去の必要性をひっくり返すくらい、「メタル回線を維持する必要性」を伺いたいもの。</p> <p>ただ、これは国民が多数決で決めれば良い問題だと思う。</p> <p>最終的に選択をするのは国民であるべきで、意見書の終わりにも書いてあったが、まず、この手の情報はクローズすぎる。</p> <p>この意見も提出しづらい。(場所や申請方法、認知度等)</p> <p>意見をして、それがどのように受け止められたのか？</p> <p>組織票がカウントされれば結局 NTT が圧倒的に有利なわけで、</p>

	<p>その分別はどのようにしているのか？ 全く持って不透明である。 我々国民の生活を今後左右する問題。 日本の国際ポジションを左右する問題。 である事を再度認識頂き、どうあるべきなのか？ の考えの元に判断頂きたい。 その為、私はソフトバンクの意見書内容に賛同致します。</p>
--	--

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(ア. 光アクセス基盤整備の在り方) (その他)
上記の意見内容に対する再意見	<p>(ア. 光アクセス基盤整備の在り方)</p> <p>これからの高度情報化社会において、国民の様々な情報へのアクセスは平等である必要があると考えます。今後想定される情報格差は、国民の生活の上で大変大きな意味を持ってくると考えます。更なる過疎化が深刻化するでしょう。そのため、山間部や離島など、現在ブロードバンド回線が提供されていないエリアへ早期に展開する必要があります。アクセス基盤の整備に特化した場合、明らかに採算性の悪い事業なので、政府主導で実行が必要です。現状のアクセス回線の大部分はNTTですから、100%普及へもNTTで実施すべき。場合によっては、その事業に特化した事業会社の設立が必要です。</p> <p>(その他)</p> <p>「光の道」実現に向けては、前述の通り、国民にとって、とても重要な事柄です。ですから、数多くの国民の人達がどのような意見を持っているか把握すべく、インターネット上で意見の書き込みができるようにするなど、数多くの意見を吸い上げる仕組みを作る必要があります。そして、どのようなプロセスで意思決定がされるか、国民に理解できるようなオープンな議論を是非実施して頂きたいと考えます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	P7 下段 光ブロードバンドが全世帯に整備されることで、 公的サービス以外にも光ブロードバンドインフラを利用し た魅力的なサービスやアプリケーションが登場してくるこ とが予測されます。
上記の意見内容に対する再意見	本意見に関し、「電子カルテ(医療情報の共同利用)」「電 子教育(学校教育補完としての電子テキスト、e-ラーニ ング)」といったものの広がりが期待され、全世帯で利 用できることから、国民の基本インフラとしての医療の 進展や国民の教育に資するものと期待します。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、 ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア. 光アクセス基盤整備の在り方
上記の意見内容に対する再意見	<p>日本の国際競争力を高めるため、高度情報化社会を支える「光の道」構想は必要不可欠である。</p> <p>また「光の道」は、より高速な通信を可能にする光ファイバによる整備が理想的と考える。ただし、現在の国の財政状況を考えると、公費を使うのは現実的でなく民間主導で整備していくべきである。</p> <p>ソフトバンクが提唱するNTTを分離してアクセス会社を設立させる手法は、一つの望ましい方法だと思う。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB、ソフトバンクモバイル、ソフトバンクテレコ ム
	提出された 意見内容 (該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見	オープンな議論をすべきだと思う。 国民の利便性 UP のため、NTT は企業使命として実施す べきだと思う。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境の整備を推進します。具体的には電子教育、電子医療、電子行政等がその候補になるものと考えられ、2015年の「光の道」整備完了時期を目とにこれらの公的サービス環境整備を完了させます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>現在はずもとより、今後の情報化社会の重要性は既知の事実です。今後の高齢化社会への対応や誰しも平等な情報技術の活用には、今までのNTT一本化では、日本の高度ブロードバンド社会の未来はと厳しいと思っています。様々な画期的且つユーザに近い始点でのサービスを掲げるソフトバンクの提案に期待を持ちたいです。都市部では情報化社会の恩恵を受ける事が出来、田舎などでは、インフラ整備の遅れから、格差が生まれる。これでは本当の意味での情報の平等化ではないと思います。ソフトバンクグループの意見書からの具体策に非常に共感し、実現性を強く感じましたので、今回再意見書を提出させていただきます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行の ADSL 以下になるものと想定しています。加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の意見に賛成です。光サービスの利用料金は約 7000 円となっていますが、元々国民のお金で築いた資金を元に得た利益を特定の会社が保持するのは、おかしいと考える。いっそのことインフラ会社にお金を支払いその利益が医療、介護、教育などに利用されるほうが支払う意味がある。また、光サービスを利用したくても ADSL と比較したときにその値段の高さから申込を躊躇しております。月々の料金が ADSL の価格以下で利用できるのであれば、光サービスへの申込みも躊躇せずにできますので、ぜひ光の道を進めていただきたい。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤整備の在り方、光利用率向上について
上記の意見内容に対する再意見	<p>①メタルと光回線の共存は早期に光に一本化すべきである。 二重投資は無駄である。</p> <p>②ソフトバンクが提案している電子教科書・電子医療などブロードバンドを無料化する案はとてもよいと思う。</p> <p>③現状の国の財政を考えると公設民営は適当ではない。</p> <p>④NTTの構造分離だけでは不十分、資本分離も議論すべきではないか。</p> <p>以上</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>上記内容のとおり、もし不公正な競争環境の結果、ブロードバンドの値段が下がらないのであれば、問題だと思えます。</p> <p>アクセス回線会社として、分割することにより、料金の低減とさまざまなすばらしいサービスが増えるのであれば、そのほうが望ましいと思えます。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	187
	意見提出者	USTREAM Asia 株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備に賛成します。</p> <p>あらゆる人がいつでもどこでも自由に情報通信基盤にアクセスできる状況を生み出し、インフラ産業、ハードウェア産業のみならず、その上位レイヤーであるソフトウェア産業、サービス・プラットフォーム産業、コンテンツ・クリエイティブ産業におけるイノベーションを促し国際競争力のある産業を創出し、これら新産業を日本の経済成長の牽引役とすべきである。</p> <p>また、環境整備を行うことにより未整備エリアのデジタルデバイドといった負の側面を逆転させ、地域教育・医療の推進、一次、二次産業の高度化、伝統工芸、祭りや伝承などの独自文化の情報発信などにより多様性のある豊かな社会の実現を目指すべきである。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>超高速ブロードバンド基盤が整備されていないエリアに対しても整備をすすめることにより、あらゆる人がいつでもどこでも自由に情報通信基盤にアクセスできる状況を生み出すことが重要であると考え、本意見に賛同します。加えて超高速ブロードバンド基盤のアクセス回線は FTTH を主体として整備すべきと考えます。</p> <p>基盤整備のおくれているエリアにとってはデジタルデバイドの解消、地域教育・医療の向上のため早期の基盤整備が大きく期待されていると考えます。</p>	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出	意見番号	187
	意見提出者	USTREAM Asia 株式会社

<p>された意見</p>	<p>提出された 意見内容 (該当部分)</p>	<p>料金が高ければ利用が進まないことは自明の理で、誰もが低廉な料金で超高速ブロードバンドを利用できるよう、通信事業における公正競争を促すよう政府はさらなる措置をとるべきである。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>誰もが廉価な料金で超高速ブロードバンド基盤を利用できることが利用率向上に効果をもたらすことになると考えます。 いまだ ADSL アクセスサービスの利用にとどまる利用者にとっても FTTH アクセスサービスが ADSL アクセスサービスと同等以下の料金で利用できるのであれば、より高速で、かつ高品質な FTTH アクセスサービスへ移行することは明白であると考えます。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	、現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見	上記の意見に賛同いたします。 税金に頼ることなく、民間の自由競争においてインフラ整備をお願いいたします。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	メタル回線撤去の必要性
上記の意見内容に対する再意見	<p>事業仕分けが、各所で行われている現在、将来的な各世帯における通信料増大が誰にでも予想できる現在、光化の推進は道路整備同様に国を中心とした施策として推進していただきたいし、背景にメタルと光の二重投資が現時点でも無駄との結論に至るのであれば、尚一層早い決断をお願いしたいと考えます。</p> <p>数値の妥当性の検証も必要ですが、光化をどうするといった議論と同様に、光化によって国民が受けることが可能になるサービスなどをもっと議論していただきたい。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	256
	意見提出者	日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(1) 残り10%のブロードバンド基盤の整備については、主に不採算エリアにおける整備であり、これまでの政策通り、政府・自治体の整備により補完する必要があります。</p> <p>(2) 光アクセスの機能分離や構造分離については、ユーザ利便やイノベーション、投資インセンティブ、経営の効率性、企業価値といった様々な観点からの課題も多く、また、これまでNTTと設備競争してきた電力系やCATV事業者の事業運営にも大きな影響を及ぼすことから、とるべき選択肢ではないと考えます。なお、仮に分離を行うとした場合には、実施に時間とコストがかかるためにブロードバンドの普及をかえって阻害する可能性が高いと考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記NTT意見の抜粋から、基本的にNTTはこれまで通りアクセス回線を牛耳りたいだけで自ら超高速ブロードバンドの普及について積極的かつ真摯に取り組んでいるとは思えない。国の財政を考えると安易に公的資金等を前提とするのではなく民間主導による整備を先ずは検討するのが筋だと思う。また、公正な競争促進の観点からもNTT東西がアクセス網を牛耳ってきたことにより接続事業者の競争を制限してきた不公正な環境を一刻も早く解消するためにNTT東西は構造、資本とも完全に分離し、巨大企業の古い体質による情報通信産業の停滞を元から断って解消する必要がある。</p> <p>NTTはかえって普及を阻害するなどとしているが、脅しとも取られかねない大きな勘違いである。超高速ブロードバンドの普及を真剣に考えるのであればこれまでと同じことをして単に国民が利用するのを待っていても国民は利用しないし何も改善しない。国民にサービスを利用してもらえらるための環境整備やサービス、アプリケーションの拡充を積極的に進めるためにアイデアを持っている事業者は沢山いるのにNTTがそれを阻害しているとしか思えない。</p>	